教育合同

２０２０年１月１５日
第６５７号
１部１０円（組合員は組合費に含む）
郵便振替００９６０－７－１１７２７４

発　行　大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)
発行人　増田　俊道
連絡先　大阪市中央区北浜東１－１７　８Ｆ

Tel (06)4793-0633　Fax(06)4793-0644　E-mail: info@ewaosaka.org　http://www.ewaosaka.org

2020年 執行委員長 新年あいさつ

昨年は、３月に教育合同初代執行委員長かつ顧問であった増田賢治さんの逝去、７月に前執行委員長の大椿裕子さんの参議院議員選挙、11月に組合結成30周年イベントなどもあり、節目となる激動の１年でした。専従職員がいない中での初めての組合運営になりましたが、各支部・本部所属の組合員をはじめ、退職組合員・特別執行委員・顧問、さらには関係者の皆様の多大な協力により、乗り切ってきました。

そのような中でも、大阪府内外の職場で働く組合員以外の方から、たくさんの相談を受けてきました。雇止め解雇や給与の減額を突然伝えるなど、悪質な例も目立ちました。

公立学校では、今年４月から、会計年度任用職員制度が開始されるにあたって、非正規雇用労働者に、労働条件の改悪や混乱が現場に持ち込まれないように各自治体と粘り強く交渉を繰り返してきました。また、昨年末の臨時国会で、年間変形労働時間の導入を可能にする給特法の改正（改悪？）が成立し、都道府県の条例化を経て、2021年度から導入される見込みとなりました。見せかけだけの「働き方改革」になる可能性が大きく、まず今年は、府・府教委に対する具体的な交渉も重要になってきます。

昨年は、関西生コン支部に対する警察と司法が一体となった弾圧や、辺野古新基地建設に反対する沖縄県民の民意を無視する政府に対して、多くの闘う組合と共に行動を起こした年でもありました。今年は、このような反動的な動きに対して反転攻勢をかけるときです。この時代において権力に「まつろわぬ民」として、真に自由で民主的な生き方が問われているのです。

昨年３月に訪れたスウェーデンでは、高校生で環境活動家のグレタ・トゥンベリさんがたった一人で行動を始め、いまやそれに共鳴する高校生・大学生をはじめとした若者の運動が世界的に展開されています。香港でも民主化闘争を支える若者の動きは一般市民を巻き込み粘り強く続いています。日本でも、大学入試共通テスト改革に反対の声を挙げた高校生の運動、コンビニ店長など個人事業主として労働者の権利を奪われた人々も声を挙げ始めています。

労働者の賃金や労働条件などあらゆる権利を守るために、教育合同は今年もたたかいの力を緩めることはありません。そして、ともにたたかう労働組合と連帯し、教科書問題をはじめとした様々な社会課題に取り組む市民団体とも連携して、「人間らしい生き方」ができる社会の実現を目指していきたいと思います。ともにがんばりましょう！

増田俊道（執行委員長）

写真は、2020年１月１日、大阪城公園教育塔前広場で開催された、労働組合つぶしの大弾圧を許さない元旦行動に参加した時のもの

受講者がいないと授業閉講：賃金不払い?!

神戸市看護大にみられる契約不履行の実態

神戸市看護大は、受講者がゼロになったという理由で非常勤講師の授業を閉講して賃金を支払わないと通告しました。一年契約を更新し、春学期は契約どおり授業が行われ、7月には秋学期は10月から始まるとの通知を送っておきながら、受講者がいないとして秋学期授業を不開講にしたのです。

組合は雇用契約の完全履行を求め団交を申し入れました。しかし大学は受講者がなくなったのは不可抗力であり、大学に責任はないので閉講したと回答したのです。組合は、授業がないとしても雇用契約は解消できない、代替授業を用意するか、契約どおりの賃金を支払うように求めましたが、大学は応じませんでした。

契約どおりの賃金を払え

雇用契約とは労働力商品の売買契約に他なりません。契約を締結するとこれを履行しなければならず、契約を解消するには違約金が必要です。この商取引の原則は雇用契約においても当てはまります。労働基準法には使用者の責による休業には６割以上の休業手当支給義務が定められています。

大学非常勤講師の場合、新たな契約をみつけることは簡単ではなく、年度途中の解約は100％の賃金保障が必要です。神戸市看護大は今年度に民営化されたところであり、資本主義における商取引、労働契約あるいは労使関係に疎いと思われます。組合は、誠実団交義務を果たさないとして労働委員会への救済申立てを行います。

山下恒生（顧問）

当面の日程

- **１月19日（日）10時半　教育合同組合事務所**
  映画「人生、ここにあり！」上映会＆交流会
  主催：障がい者の人権を考える当事者の会FUTURE,福祉・介護・医療労働者組合
- **１月19日（日）14時～16時　阿倍野市民学習センター特別会議室**
  大阪府の中学生「チャレンジテスト」ここが問題！第2回学習会
  主催：子どもをテストで追いつめるな！市民の会
- **１月24日（金）19時　教育合同組合事務所**
  大阪全労協学習会「賃金・労働そして労働組合の役割」
  ・講師：山下恒生さん（大阪全労協・教育合同顧問）
- **２月１日（土）13時半～16時半　エル大阪606**
  大阪の教育を語り合おう　～鈴木大裕さんとともに～
- **２月11日（火）13時　大淀コミュニティセンター(天神橋筋六丁目)**
  2･11「建国記念の日」反対！天皇＆オリンピックによる「国民統合」NO!
  ー「日の丸・君が代」強制もゴメンだー
  ・講演：高嶋伸欣さん「“歴史と伝統”の偽造と五輪による国家主義再構築の阻止をめざして」（仮題）
  ・16時半終了予定→デモ（梅田まで）
  主催：「日の丸・君が代」強制反対・不起立処分を撤回させる大阪ネット

教育現場の労働者が　誰でも入れる　みんなでつくる教育合同

変形労働時間制導入でさらなるブラック化か？

2019年末、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立・公布されました。「改正」の中身は、教職調整額を支給されている教員への一年単位の変形労働時間制の導入を可能にするというものです。

法案審議中から、変形労働時間制によって学校現場にさらなる労働過重が起こされると指摘されてきました。仮に職場において導入された場合、多くの教職員の労働条件が変更されることになります。

変形労働時間制の導入は
どのように可能とされたのか

労働基準法では、労働者の労働時間を一日につき８時間、一週間につき40時間を超えてはならないと定めています。いわゆる時間外労働が可能となるのは、労働基準法第36条に定められた36協定を締結した場合となります。一年単位の変形労働時間制についても同法第34条で定められています。いずれもポイントとなるのは、労働組合あるいは労働者代表との書面協定（労使協定）を締結する必要があるところです。しかしながら、地方公務員法では、これらの労使協定を必要とする労基法が第36条を除き適用除外とされています。今回の法「改正」は、労使協定ではなく、条例によって導入可能とすると読み替えるものです。

労働条件の変更は団交事項

このような大きな労働条件の変更を可能にする条例をすんなりと通すわけにはいきません。組合と文科省の交渉でも明らかにされましたが、これら労働条件の変更は組合との交渉事項です。そのことは、法律案の付帯決議にも明確に示されています。また、文言の読み替え以上の事柄がこの付帯決議には多く記されています。この紙面では書ききれない変形労働時間制の問題点や導入までの動きについて順次、組合ＨＰに掲載していきます。

酒井さとえ（書記長）

『靖国を問う』を読んで･･･
組合員が本を出版しました！

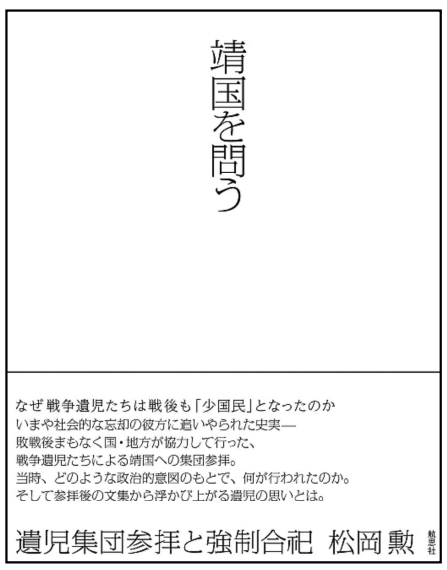

すごい本だ。〈第Ⅰ部戦争遺児の靖国集団参拝〉を読んでそう思った。いったい日本人は戦争の落とし前をつけたのか、戦中・戦後の区切りなどどこにもなかったと改めて思い知らされた。

1958年、中学３年だった著者は、父が「英霊として祀られて」いる靖国神社を訪れる。これは1950年代、全国的に行われた戦争遺児靖国神社集団参拝事業の一環である。『靖国の父を訪ねて　第一二集』には著者が綴った「もう一度行こう靖国へ」が収められている。

著者松岡勲さんは組合員であり、「靖国神社合祀取消訴訟」の原告でもあった。もう十年以上前のことであるが、報告集会で松岡さんが言われた「靖国にもう一度行き、変な気持ちにならないか不安だったが、、」の謎が解けた思いがした。自身の作文から丹念に歴史を辿っていく筆致は、さながら個人史と時代史が重なり合い読み手に迫ってくるものがある。

それはそのまま〈第Ⅱ部靖国強制合祀と戦争体験の継承〉にも続く。ここで、著者は中国で戦死した「父」とその足跡を追っていく。それは戦争の被害者から中国侵略の加害者側に立つ父を見つけ直すことでもあった。さらに先輩の父親の終焉の地であることからホロ島戦の調査を始める。そこでの出会いを通して「私の『戦争の記憶』を辿る旅を続けていこうと、さらに強く思った。」という言葉で本著は締め括られる。是非とも次巻を期待したい。

これは過去の歴史を捉えた書ではない。著者のいう「記憶の再生と継承」により「戦前と戦後の継続関係」を明らかにしていかない限り、私たちに未来はないのかもしれない。ぜひ、多くの方々に読んでほしい。

志水博子（高校支部）

松岡勲『靖国を問う』航思社
(2200円＋税)
組合事務所でも販売しています。

文化おちこち（225）
干支めぐり

【その５　卯の巻】

もうかれこれ五十年前の話である。正確な日時や場所はもちろん記憶にないが、年の瀬のミナミではなかったか、とおぼろげな覚えが頭の片隅に残っている。

今ではもう大阪の街並みにもお目にかかることはないだろうが、道端で一人のオジサンがウサギを売っていた。私は思わず足を止め、路上の風にさらされていたウサギたちを暫く注視した後、横の両親におねだりしてしまった。当時から集合住宅に住んでいたため、動物を飼える環境にはなかったわけだが、私が一人っ子で日頃から寂しい思いをさせている、という負い目があったのだろうか、「飼うのはたいへんやで…」と言いながら一匹買ってもらった。帰りの京阪電車の中で父が茶色の紙袋の内で動くウサギを落とさぬように抱えていたのを覚えている。我が家では部屋の中で放し飼いであったが、急な環境の変化が原因か、はたまたストーブで暖かかった部屋の温度のせいか定かではないが、その二日後には亡くなっていた…。泣きじゃくる私を母が宥めながら、二人で家の近くの空き地にウサギをスコップで埋めた。全てセピア色の記憶である。

その後およそ四半世紀後に、当時飼っていた亀の餌を買いに近所のペットショップに行くと、またいた…、ウサギが。何故かそのうちの一匹と目が合ってしまった。さすがにこの時は、その場で衝動買いというわけにもいかず。いったん家に戻った後、一日置いて自分の部屋に連れてくる運びとなった。アメリカンラビットというウサギで、ショップのお姉さんが一般のウサギより知能が高いと言っていたのだが、いつの間にか餌やりの前後にお辞儀（のように見える）ポーズをするようになった。その愛らしい仕草に、最初は嫌がっていた母も愛情を示すようになり、一躍我が家のアイドル的な存在になった。ところがこっそり捨てた筈のウサギ小屋の入っていたダンボールが他の住人によって問題にされ（我が家は相変わらずの集合住宅住まいである）、今度は他のペットショップに我が家のアイドルを引き取ってもらうことになった。ペットロスを初めて味わった。

私にとっては懐かしくも切ないウサギとの思い出なのである。

（アタル）

EWA

アフガニスタン、イラク、そして次はイランと戦争か？2020年は念頭から不穏である▼「歴史は繰り返す。一度目は悲劇として。二度目は喜劇として」とはマルクスの有名な格言▼戦争が画面上のシュミレーションゲームとなった今、「歴史は繰り返す。三度目はＳＦとして」